

(総則)

第1条 受注者は、別冊の工事監理業務委託仕様書等に基づき頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2. 前項の仕様書等に疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者が定める職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(補助監督員)

第4条 受注者は、業務の履行について技術上の監理をつかさどる技術者（以下「補助監督員」という。）を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。補助監督員を変更したときも同様とする。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、第1条の仕様書のほか必要に応じ、業務の処理状況について調査をし、又は受注者に報告を求め、若しくは受注者に対して業務の実施について指示することができるものとする。

(危険負担)

第7条 受注者は、業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の責めを負わなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(業務完了報告書等)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書及び工事監理報告書を提出しなければならない。

2. 発注者は、前項の業務完了報告書及び工事監理報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するため、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

(業務委託料の支払)

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2. 発注者は、前項の支払請求があったときは、これを検討し、適当と認めたときは受理し、その日から30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第10条 受注者は、業務の完了前に業務の既済部分（本工事の出来形部分）に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第4項までに定めるところにより部分払いを請求することができる。

2. 委託料の支払が2年以上にわたるものについては、受注者は、前項の規定にかかわらず、当該年度における既済部分（本工事の出来形部分）に対する委託料相当額の部分払いを請求することができる。

3. 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ当該業務に係る既済部分（本工事の出来形部分）に係る履行の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行いその結果を受注者に通知しなければならない。

4. 受注者は、前項の規定による確認があったときは、発注者に対して部分払いを請求することができる。この場合にお

いては、発注者は、当該請求のあった日から14日以内に部分払い金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、業務上の処理に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対し、修補による履行の追完を請求することができる。

2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3. 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第12条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

二 この業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において

同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

八 第13条又は第13条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ この契約に関して、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

リ この契約に関して、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ヌ この契約に関して、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。ルにおいて同じ。)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ル この契約に関して、受注者について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条の4 第12条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第13条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第5条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条の3 第13条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前

2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期限内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の処理上に契約不適合があるとき。
- 三 第12条の2又は第12条の3の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条の2又は第12条の3の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4. 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5. 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第14条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第13条又は第13条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 第9条第2項及び第10条第4項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第15条 発注者は、業務上の処理に関し、第8条の規定による業務完了報告書及び工事監理報告書の提出（以下この条において単に「提出」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2. 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3. 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過

する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4. 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
5. 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
6. 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
7. 発注者は、業務完了報告書及び工事監理報告書の提出の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
8. 完了した業務の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示等により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第 16 条 受注者は、この契約に関して、第 12 条の 3 第九号チからヌまでのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。次項において同じ。）の 10 分の 3 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第 12 条の 3 第九号チ又はりに該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。

2. 受注者は、この契約に関して、第 12 条の 3 第九号ヌに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、業務委託料の 100 分の 5 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 12 条の 3 第九号リに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

二 第 12 条の 3 第九号ヌに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に津幡町入札心得第 6 条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4. 前 3 項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、その構成員（共同企業体が既に解散しているときは、その構成員であった者。以下この項において同じ。）に賠償金を請求することができる。この場合において、構成員は、賠償金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。

5. 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

(秘密の保持等)

第 17 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 18 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。